

# 『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

## 神奈川県働き方改革推進支援センター

### 「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

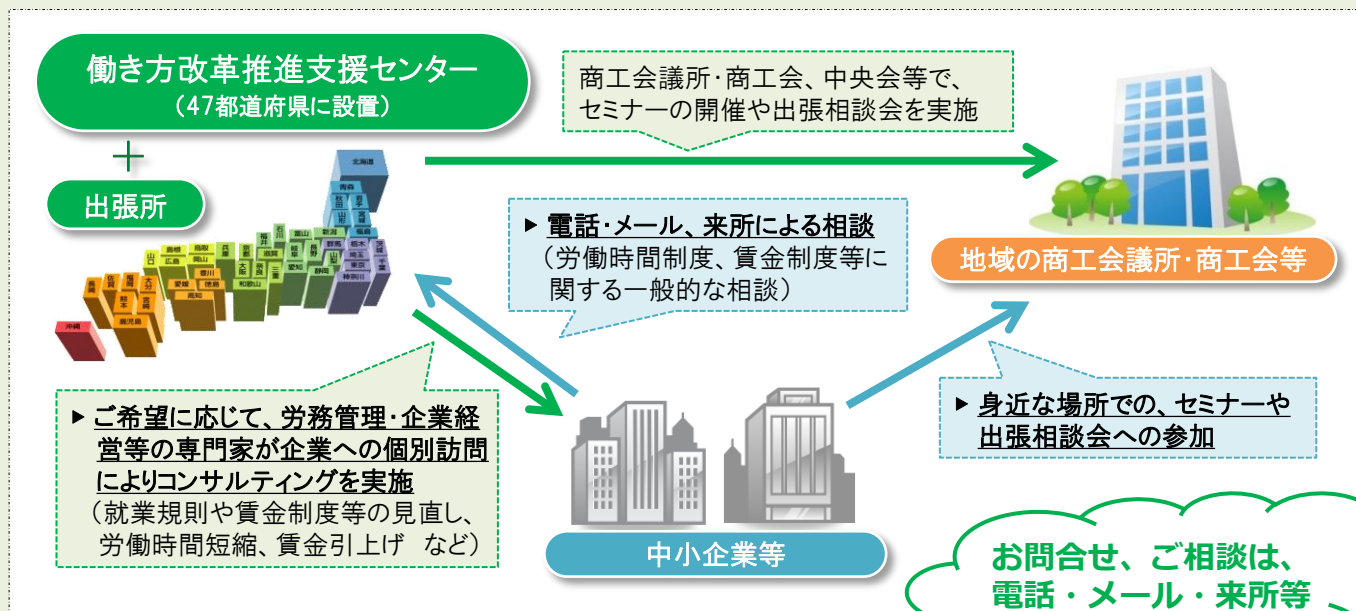
神奈川県においては、より身近な場所できめ細かな相談支援を実施するため「出張所」も設置していますので、是非お気軽にご利用ください。

#### ★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① **長時間労働の是正**
- ② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の処遇改善**
- ③ **生産性向上による賃金引上げ**
- ④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、以下のようなことを総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



お問合せ、ご相談は、  
電話・メール・来所等  
のいずれでも可能です。

お問合せや  
ご相談は  
こちらまで

神奈川県中小企業団体中央会受託

【本所】

電話：045-307-3775

住所：横浜市中区尾上町5-80

神奈川県中小企業センター9階

【出張所】

電話：046-204-6111

住所：海老名市めぐみ町6-2

海老名商工会議所内

【専用メールアドレス】 [hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp](mailto:hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp)